岡山市協働推進計画体系図

目的	基本目標	基本方針	基本施策（条例規定施策等）	具体的な施策の方向性	事　業
多様な主体が協働して地域の社会課題解決の取組を行い、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現【第１条】	Ⅰ　多様な主体が、地域づくりの当事者として協働の担い手となります。 Ⅱ　多様な主体が出会い、つながり、協働による社会課題解決の取組を実践します。 Ⅲ　協働の原則に則った、より効果的な社会課題解決の取組を広げます。	1　人材・団体を育成し、活動を支援します。	（1）教育機関、行政機関等との連携による人材育成【第6条】	①協働コーディネーターの養成	ア　地域を支える職員のためのワークショップ イ　協働コーディネーター養成講座 ウ　ESD・市民協働推進センターからのコーディネーター、ファシリテーターの派遣等
				②市民活動・地域活動に参加する学生の育成	ア　大学等での市民協働推進に関する講座等の開催 イ　市民活動団体、地域活動団体へのインターンシップの実施 ウ　若者を対象とした地域応援人づくり講座の開催 エ　大学等での人材養成の仕組みづくりの協議・実施
				③小中学校、高等学校での地域学習・地域交流・地域活動への参加促進支援	ア　若者を対象とした地域応援人づくり講座の開催（再掲） イ　地域学習等参画支援 ウ　中学生等が役割を持って参画する地域活動の普及・啓発
			（2）協働の担い手となる団体の育成と取組の基盤強化の支援【第6条】	①NPO法人の活動基盤強化	ア　NPO法人事務局診断等の実施 イ　条例個別指定等の検討による認定取得促進
				②市民活動団体、地域活動団体等のリーダー養成	ア　地域活動団体リーダー養成講座 イ　市民活動団体リーダー養成講座
				③課題解決型の地域活動の拡充	ア　区づくり推進事業「地域活動部門」（補助制度）の実施 イ　地域協働フォーラム（事例発表・研修） ウ　地域活動団体リーダー養成講座（再掲）
				④小学校区・地区単位の協働の仕組み（安全・安心ネットワーク等）の基盤強化	ア　区づくり推進事業「地域活動部門」（補助制度）の実施（再掲） イ　地域協働フォーラム（事例発表・研修）の開催（再掲） ウ　安全・安心ネットワーク等地域の協働組織の実態調査及び支援
				⑤企業・大学等の社会貢献活動の促進支援	ア　企業・大学等の社会貢献活動調査及び支援 イ　市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」等での情報発信
				⑥寄附の促進	ア　民間寄附制度等の普及・啓発 イ　新たな寄附制度等の検討
		2　多様な主体のつながりの場を創出します。	（3）地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化【第6条】	①地域の拠点である公民館の協働コーディネート機能の強化	ア　地域を支える職員のためのワークショップ等研修の実施（再掲） イ　公民館での課題解決ワークショップ等の開催 ウ　公民館での市民活動等の展示や発表の機会の提供
			（4）多様な主体をつなぎ、協働を推進するコーディネート機関の設置【第8条】	①ESD・市民協働推進センターによる市民協働の推進	ア　市民協働推進モデル事業の支援 イ　市民等からの協働提案制度の運営 ウ　課題解決ワークショップ等の開催 エ　区づくり推進事業（地域活動部門）の支援 オ　市民活動の広域展開支援
			（5）多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場の提供【第6条】	①多様な主体で課題解決を考える場の提供	ア　課題解決ワークショップ等の開催（再掲） イ　公民館での課題解決ワークショップ等の開催（再掲）
				②市民活動等の展示・発表機会の創出	ア　公民館等での市民活動等の展示や発表の機会の提供（再掲）
				③インターネットを活用した多様な主体の交流や協働の促進	ア　団体検索サイトへの登録団体及び登録情報の拡充 イ「協働でこんなことできます！」リストの作成・掲載 ウ「仲間みつかる協働コーナー」等でのマッチング
				④コミュニティハウスを活用した地域住民の交流や社会課題解決の促進	ア　コミュニティハウスの活用事例の紹介
		3　情報の発信と共有を進めます。	（6）地域の社会課題に関する情報の共有機会の提供【第6条】	①インターネットを活用した地域の社会課題発信	ア　市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」での情報発信
				②多様な主体で課題解決を考える場の提供	ア　課題解決ワークショップの開催（再掲）
			（7）活用可能な地域の資源に関する情報の共有機会の提供【第6条】	①地域資源の有効活用による課題解決の促進	ア　市民協働ポータルサイト「つながる協働ひろば」での情報発信 イ　活用方法を考えるワークショップの開催
			（8）地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報の提供【第6条】	①支援情報の収集・発信	ア　市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」で助成金・補助金情報を発信
		4　市役所の協働化を進めます。	（9）協働の視点での施策の見直し、実行、効果の検証【第9条】	①多様な主体との協働による市の施策の推進	ア　各課の協働施策実態調査の実施 イ　協働推進員等職員の市民協働推進に関する研修の実施 ウ　協働推進リーフレットの作成
			（10）官民協働のモデルとなる事業の指定と支援措置【第7条】	①市との協働でより効果を高めることができるモデルとなる事業の指定と支援措置	ア　補助金の交付による市民協働推進モデル事業の実施・評価 イ　ESD・市民協働推進センターによる市民協働推進モデル事業の支援 ウ　市民協働推進モデル事業報告会の開催と事業の成果・課題の発信
			（11）市に対する協働による地域の社会課題解決の提案【第10条】	①多様な主体からの市への協働提案制度の活用	ア　市民等からの協働提案制度の運営（再掲） イ　解決したい地域の社会課題についての個別協議の場の設定
		5　成果を共有し、協働意識の醸成を進めます。	（12）協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰【第6条】	①表彰制度「おかやま協働のまちづくり賞」の新設・普及	ア　優れた取組の表彰 イ　表彰された取組の周知広報
			（13）条例及びそれに伴う施策の啓発【第13条】	①条例の普及促進	ア　協働推進リーフレットの作成（再掲） イ　市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」での情報発信 ウ　協働を広くPRする啓発イベントの開催 エ　市民協働フォーラムの開催

協働フォーラム（幅広い市民の議論の場）【第12条】	岡山市協働推進委員会（多様な主体の審議会）【第15条～第20条】	岡山市市民協働推進本部（庁内組織）協働推進員（職員）【第11条】
協働の取組とその推進施策、計画についての幅広い議論の場	①推進計画の策定・評価　②優れた事例の表彰　③モデルとなる事業の指定と支援措置の審査	①庁内の協働実態調査　②各課での協働施策の展開　③職員の育成